

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和 7 年 6 月 17 日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局松本砂防事務所長 林 真一郎

1. 業務概要

(1) 業務名 令和 7 年度松本砂防事務所管内土地評価業務

(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、松本砂防事務所管内における事業用地の取得等のための土地価格算定業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1) 地域区分及び標準地選定等業務（1 区分） | 2 業務 |
| 2) 標準地価格の算定業務 | 2 標準地 |
| 3) 各画地の評価価格算定業務 | 3 画地 |

(3) 履行期間 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 19 日まで

(4) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

(5) 本業務は、提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(6) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

(7) 本業務は予定価格が 1, 0 0 0 万円を超えた場合は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行を実施する業務である。

(8) 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに『履行確実性』を加えて技術評価を行う試行業務である。

(9) 本業務は、令和 6 年 3 月 13 日付け国土交通本省通知「令和 6 年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない業務である。

※通知については、北陸地方整備局ホームページを参照：

<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouchinage/index.html>

2. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

参加表明書を提出しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 98 条において

準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

- 2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和 7・8 年度の補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。
- 3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号。以下「登録規程」という。）第 2 条第 1 項の別表に掲げる土地評価部門の登録を受けていること。
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 6) 北陸地方整備局管内に本店、支店営業所のいずれかを有していること。

「支店営業所」とは、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和 7・8 年度の補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格審査申請書様式 3 に記載された支店営業所等とし、下記(3)2) a (ア)に示す資格要件又は次の資格要件のいずれかを有する者（本項において「技術者」という。）が常駐（常に 1 名以上駐在）している営業所等とする。

- ・同種又は類似業務（下記(3)1) a による。）において 1 年以上の実務経験を有する者
- ・公共用地取得に関する補償業務について 3 年以上の実務経験を有する者

技術者は、落札者と直接的雇用関係がある者とする。

本要件を支店営業所で満たし落札者となった場合は、落札者決定通知後、契約締結前に下記資料を提出するものとする。

なお、下記資料で常駐が確認できない場合は、追加資料を求める場合がある。

- ・技術者の資格要件等を証明するもの
 - ・技術者と落札者の直接的雇用関係を証明するもの
 - ・住民票（現住所が住民票と異なる場合は現住所建物の賃貸契約書（写）又は公共料金の領収書（写））
 - ・入札前 3 ケ月分の出勤簿（写）又はタイムカード（写）等
 - ・入札前 3 ケ月分の公共料金（水道、電気料金）の領収書（写）
- 7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
 - 8) 本業務の履行期間中に、当事務所が発注した不動産鑑定評価業務の契約期間がある業務を受注していないこと。ただし、事務所管内の限定した地域を評価対象地域としている不動産鑑定評価業務を受注した者は、その評価対象地域と本業務の評価対象地域が異なる場合においては、この限りでない。

本業務に参加できないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(2) 入札参加者を指名するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和 45 年 12 月 10 日建設省厚第 50 号）に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、技術部門の登録及び同種又は類似業務の実績並びに配置予定の主任担当者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

(3) 参加表明書に関する要件

- 1) 参加表明書の提出者に対する要件
 - a 同種又は類似業務の実績

参加表明書を提出する者は、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注し、平成27年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、下記[1]若しくは[2]の実績又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された下記[1]若しくは[2]の実績を有すること。（物品の製造、物品の販売、役務の提供等の区分により発注された業務（国土交通本省発注は除く。）及び再委託による業務の実績は含まない。）

なお、政令市移行前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。

[1] 同種業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地評価部門を含む業務

[2] 類似業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げるいずれかの登録部門の業務（同種業務を除く。以下同じ。）

- b 実績としてあげた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日国官技第361号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成30年1月4日国官技第187号）及び「地方整備局用地関係業務成績評定要領」（平成24年1月20日国土用第28号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りでない。
- c 令和2年度から令和5年度までに完了した北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関するものを除く。）の補償関係コンサルタント業務の平均業務成績が60点以上であること。なお、当該期間内の北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関するものを除く。）業務の業務成績を評価できない場合はこの限りでない。

2) 配置予定技術者に対する要件

a 配置予定技術者の資格等

(ア) 主任担当者：登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地評価部門において、次のいずれかの資格等を有する者（恒常的な雇用関係とし、(1)6)に示す本店又は支店営業所に常駐している者とする。）

- ・ 補償業務管理者
- ・ 補償業務管理士
- ・ 7年以上実務の経験を有する者

(イ) 照査技術者：上記(ア)に示す主任担当者と同じ資格等を有する者。

又は登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門において、次のいずれかの資格等を有する者（恒常的な雇用関係とする。）。

- ・ 補償業務管理者
- ・ 補償業務管理士

なお、いずれにおいても、(1)6)に示す本店又は支店営業所に常駐している必要はない。

b 同種又は類似業務の実績

主任担当者： 上記 1) a 及び b に示される実績を有すること（主任担当者又は担当技術者として担当した業務の実績とし、物品の製造、物品の販売、役務の提供等の区分により発注された業務（国土交通本省発注は除く。）及び再委託による業務の実績は含まない。）。

なお、上記 1) の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証

明する書類を添付する。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第 98 条で準用する予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく価格（「調査基準価格」）を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
- 3) 評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、電子入札システム内の電子くじにおいて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

なお、価格評価点の配分点は 60 点とする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

3) 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

① 予定主任担当者の経験及び能力

② 実施方針等

③ 技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{③の評価に基づく履行確実性度})$$

$$\text{技術提案評価点} = \text{②に係る評価点}$$

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒390-0803 長野県松本市元町1-8-28

北陸地方整備局松本砂防事務所総務課 建設専門官

電 話 0263-33-1115（代表） 内線402

電子メール matsumoto-keiyaku@hrr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

令和7年6月17日(火)から令和7年7月25日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

入札説明書等は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については以下のアドレスを参照のこと。

アドレス：<https://www.e-bisc.go.jp/>

なお、電子入札システムからダウンロードできない場合は、4.(1)に電話、電子メールにより申し込むこと。ただし、電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。

交付方法：交付期間内に必着で、切手を貼付した返信用封筒及びCD等を同封し、4.(1)へ郵送すること。CD等に複製したものを折り返し郵送する。(窓口交付は行わない。)

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.(1)2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- 1) 提出期限 令和7年6月27日(金)13時00分
- 2) 提出場所 4.(1)に同じ。
- 3) 提出方法 1)の期限内に電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は電子メールにより提出する場合は、1)の提出期限までに必着で2)の提出先に1部を郵送、又は電子メールにより提出すること。電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。FAXによる提出は受け付けない。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- 1) 提出期限 令和7年7月14日(月)13時00分
- 2) 提出場所 4.(1)に同じ。
- 3) 提出方法 1)の期限内に電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は電子メールにより提出する場合は、1)の提出期限までに必着で2)の提出先に1部を郵送、又は電子メールにより提出すること。電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。FAXによる提出は受け付けない。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により4.(1)まで持参すること。

- 1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和7年7月28日(月)17時00分
- 2) 紙により持参の場合の入札の締め切りは、令和7年7月28日(月)17時00分

開札は、令和7年7月29日(火)10時00分、北陸地方整備局松本砂防事務所 入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除
- 2) 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。

(7) 本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

(8) 本業務は、技術提案書（履行確実性の審査に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(9) 詳細は入札説明書による。